

第 1 章 報酬・費用弁償

○羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例

昭和 46 年 6 月 15 日条例第 3 号

最終改正 平成 23 年 2 月 21 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の規定により、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）に支給する議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額は、年額とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議 長 110,000 円
- (2) 副議長 100,000 円
- (3) 議 員 80,000 円

2 前項の議員報酬は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを計算期間とし、その期間の中途において選挙され又は離職し、若しくは死亡したときは、その日の属する月から起算し、若しくはその日の属する月までを月割計算により支給する。この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の議員報酬を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

(支給時期)

第 3 条 第 2 条の議員報酬は、毎年 3 月及び 12 月に支給する。

(費用弁償)

第 4 条 議員が職務のため出張したときは、別表による旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 12 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 52 年 12 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 6 月 27 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 7 日条例第 2 号)

(施行日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 57 年 7 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 62 年 3 月 5 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 3 月 5 日条例第 1 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 6 月 15 日条例第 6 号)

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 5 年 2 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 11 月 21 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 12 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成20年10月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年2月21日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表

旅費および費用弁償

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 〔1キロメ ートルに つき〕	宿泊料 〔1泊につ き〕	食事料 〔1夜につ き〕
支給額	実 費	1等 実費	実 費	円 23	円 15,000	円 1,800

備考 庁用自動車を使用して出張したときは、鉄道賃及び車賃は支給しない。